住民税非課税世帯等(家計急変世帯)の皆さまへ

電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金(5万円/1世帯)のご案内

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金<u>(1世帯あたり5万円)</u> は、令和4年度の住民税非課税世帯のほか、予期せず令和4年1月か ら12月までの家計が急変し、世帯の全員が住民税非課税相当の収入と なった世帯も対象となります。
- 給付金を受給するためには、<u>手続きが必要</u>です。

給付金の支給額

1世帯あたり 5 万円

※一度住民税非課税世帯向けの電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を受けた世帯と同一の世帯は対象になりません。

家計急変世帯の申請方法

支給対象となる世帯

予期せず令和4年1月~12月の家計が急変※し、

「世帯全員が住民税非課税相当」の収入となった世帯(家計急変世帯)

※「予期せず家計が急変」したことには、定年退職による収入の減少や年金の支給されない月、事業活動に 季節性があるものなど、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものは該当しません

申請が必要です



申請する時点で西脇市に住民登録のある方は、西脇市に申請してください。

【申請書入手方法】

右記の西脇市ホームページからダウンロードが可能です。 郵送を希望される場合は市役所社会福祉課へお問い合わせください。

【必要書類】

- ①申請書
- ②簡易な収入(所得)見込み額の申立書
- ③1か月の収入状況を確認できる書類のコピー※②に記載した月の給与明細など
- ④本人確認書類のコピー
- ④世帯の状況を確認できる住民票などのコピー
- ⑤戸籍の附票の写し(令和4年1月1日以降、複数回転居した方のみ)
- ⑥受取口座を確認できる書類のコピー(通帳やキャッシュカードほか)

【申請先】

必要書類を郵送で社会福祉課(〒677-8511 西脇市下戸田128-1 西脇市役所社会福祉課)へ



給付金の支給手続き

予期せず令和4年1月~12月の家計が急変し、世帯全員が 住民税非課税相当※の収入となった世帯(家計急変世帯)

- ※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍)が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。(適用される限度額は、下記の早見表をご参照ください。)
- (一例)住民税非課税となる年間給与収入の目安
 - ・単身の場合:93万円以下 ・本人と配偶者と子(1人)の場合168万円以下

早見表

令和4年1月~12月の 任意の1か月収入



年収換算 (×12か月)



※ 所得は年収換算から給与 所得控除額や、経費等を 減額して算出

(表1)

扶養している親族の状況	非課税相当 収入限度額	非課税相当 所得限度額
単身又は扶養親族がいない 場合	93万円	38万円
配偶者・扶養親族(1名) を扶養している場合	137.8万円	82.8万円
配偶者・扶養親族(計2名) を扶養している場合	168.0万円	110.8万円
配偶者・扶養親族(計3名) を扶養している場合	209.7万円	138.8万円
配偶者・扶養親族(計4名) を扶養している場合	249.7万円	166.8万円
(表2)		
障害者、寡婦、ひとり親の 場合	2,043,999円	1,350,000円

※ 表2に該当する世帯であっても、3名以上扶養している場合は、 表1の限度額を適用します。

通常予期しうる収入の減少(事業活動に季節性がある場合など)を理由に給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。



電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の





自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金コールセンター

0120-526-145

受付時間 9:00~20:00 (土・日・祝日を除く)

西脇市社会福祉課

「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」



受付時間 平日9:00~17:00